定　　款

スカイマーク株式会社

定　　款

目次

第 1 章　　総則 1
　第 1 条（商号） 1
　第 2 条（目的） 1
　第 3 条（本店の所在地） 2
　第 4 条（機関） 2
　第 5 条（公告方法） 2
第 2 章　　株式 2
　第 6 条（発行可能株式総数） 2
　第 7 条（単元株式数） 2
　第 8 条（単元未満株式についての権利） 2
　第 9 条（単元未満株式の買増し） 2
　第 10 条（外国人等への株主名簿への記載又は記録の制限） 2
　第 11 条（株主名簿管理人） 3
　第 12 条（株式取扱規程） 3
第 3 章　　株主総会 3
　第 13 条（招集） 3
　第 14 条（定時株主総会の基準日） 3
　第 15 条（招集権者及び議長） 3
　第 16 条（電子提供措置等） 3
　第 17 条（決議の方法） 3
　第 18 条（議決権の代理行使） 3
第 4 章　　取締役及び取締役会 4
　第 19 条（取締役の員数） 4
　第 20 条（取締役の選任方法） 4
　第 21 条（取締役の任期） 4
　第 22 条（代表取締役及び役付取締役） 4

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）.....4
第 24 条（取締役会の招集通知）.....4
第 25 条（取締役会の決議の省略）.....4
第 26 条（取締役会規程）.....4
第 27 条（取締役の責任免除）.....5
第 5 章　監査役及び監査役会.....5
第 28 条（監査役の員数）.....5
第 29 条（監査役の選任方法）.....5
第 30 条（監査役の任期）.....5
第 31 条（補欠監査役）.....5
第 32 条（常勤の監査役）.....5
第 33 条（監査役会の招集通知）.....5
第 34 条（監査役会規程）.....6
第 35 条（監査役の責任免除）.....6
第 6 章　計算.....6
第 36 条（事業年度）.....6
第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）.....6
第 38 条（剰余金の配当の基準日）.....6
第 39 条（配当金の除斥期間）.....6
附則.....7

定　　款

第1章　総則

第１条（商号）

当会社は、スカイマーク株式会社と称し、英文では Skymark Airlines Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

第1号　定期航空運送事業及び不定期航空運送事業
第2号　航空機使用事業
第3号　航空機整備事業
第4号　航空運送事業に関する旅客の搭乗受付、手荷物の搭載等の地上支援業務
第5号　航空機及びその付属品の製造、売買、整備並びに賃貸業
第6号　航空機燃料の販売業
第7号　自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
第8号　航空事業従事者の養成訓練事業
第9号　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
第10号　自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
第11号　不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
第12号　観光事業及び旅行業
第13号　ホテルその他の宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、文化施設等の経営
第14号　倉庫業及び通関業
第15号　能力開発のための教育事業
第16号　印刷出版業、広告業及び催事の企画運営
第17号　運送用具、旅行用品、飲食料品、衣料品、日用品雑貨の販売業
第18号　情報通信、情報処理及び情報提供サービス業
第19号　コンピュータソフトウェアの開発、賃貸及び販売業
第20号　航空機の安全運航に用いる電子機器及び電気機器の開発、賃貸及び販売
第21号　航空機の安全運航に関する情報の開発及び提供サービス業
第22号　電機通信事業
第23号　酒類、煙草及び化粧品の販売
第24号　コンパクト・ディスク、録音テープ、ビデオテープ、デジタル・バーサタイル・ディスク等の音楽、映像を録音、録画した商品の販売
第25号　労働者派遣事業
第26号　コンピュータ・ネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及びその代行
第27号　情報通信機器の開発、製造及び販売
第28号　インターネットを利用した各種の商品の販売に関するコンサルタント業務
第29号　金銭の貸付、債務の保証、有価証券の売買及び投資
第30号　総合リース業
第31号　金融業及び債権買取業務
第32号　会社等の帳簿の記帳及び決算に関する事務並びに経営・経理に関する診断及び指導
第33号　特許権その他工業所有権の取得・利用・処分及びその仲介
第34号　外国為替取引に関する業務
第35号　両替業
第36号　前各号に附帯する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都大田区に置く。

第 4 条（機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
第 1 号　取締役会
第 2 号　監査役
第 3 号　監査役会
第 4 号　会計監査人

第 5 条（公告方法）
当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株式

第 6 条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は 180,000,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
第 1 号　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
第 2 号　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
第 3 号　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 4 号　次条に定める請求をする権利

第 9 条（単元未満株式の買増し）
当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条（外国人等への株主名簿への記載又は記録の制限）
当会社は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録をすることの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が、当会社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとする。
第 1 号　日本の国籍を有しない人
第 2 号　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
第 3 号　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
第 2 項
当会社は、社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項又は第 8 項に基づく振替機関からの通知に係る株主のうち前項各号のいずれかに掲げる者の有する株式のすべてについて株主名簿に記載又は記録することとした場合に前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとなるときは、前項各号に掲げる者の有する議決権の総数が当会社の議決権の 3 分の 1 以上を占めることとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載又は記録する方法として国土交通省令で

定める方法に従い、株主名簿に記載又は記録する。

第 11 条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。
第 2 項
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
第 3 項
当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）
当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）
当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第 14 条（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
第 2 項
取締役会長に事故があるときは、代表取締役社長が株主総会を招集し、議長となる。
第 3 項
取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
第 2 項
当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）
株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
第 2 項
会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。

第 2 項
株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。但し、当会社が株主総会の招集通知を電磁的方法により通知する旨を定めた場合は、書面の提出に代えてそこに記載すべき情報を電磁的方法により提供することができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）
当会社の取締役は 11 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法）
取締役は、株主総会の決議によって選任する。
第 2 項
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第 3 項
取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）
取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
第 2 項
取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長 1 名及び社長 1 名を選定し、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、取締役会長が議長となる。
第 2 項
取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第 2 項
取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第 2 項
当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 28 条（監査役の員数）
当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 29 条（監査役の選任方法）
監査役は、株主総会の決議によって選任する。
第 2 項
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条（監査役の任期）
監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
第 2 項
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 31 条（補欠監査役）
法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
第 2 項
補欠監査役の選任決議の定足数及び決議要件は、第 30 条第 2 項の規定を準用する。
第 3 項
第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
第 4 項
補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

第 32 条（常勤の監査役）
監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）
監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第 2 項
監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（監査役会規程）
監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条（監査役の責任免除）
当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第 2 項
当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

第 36 条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 38 条（剰余金の配当の基準日）
当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日として、以下の各号に定められた者に対し行う。
第1号　毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者
第2号　社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 3 月 31 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 10 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者
第 2 項
当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日として、以下の各号に定められた者に対し行うことができる。
第1号　毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者
第2号　社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 9 月 30 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 10 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

第 39 条（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
第 2 項
剰余金の配当には、利息を付けない。

附則

第 1 条
旧第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除、第 16 条(電子提供措置等)の新設及び第 18 条(議決権の代理行使)の変更は、当社が東京証券取引所の開設する市場への上場日の 8 営業日前に相当する、「社債、株式等の振替に関する法律第 131 条第 1 項第 1 号」で定める「一定の日」の 6 営業日前の日（株式会社証券保管振替機構における「取扱開始日」）をもって効力を生じるものとし、効力発生後、本附則を削除する。
第 2 項
第 1 項で定める取扱開始日から上場日までの間に、上場申請の取下げ等の事由が生じた場合には、旧第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除、第 16 条(電子提供措置等)の新設及び第 18 条(議決権の代理行使)の変更は、効力を失うものとし、本附則を削除する。

1996 年 11 月 12 日制定
1997 年 9 月 5 日改定
1998 年 5 月 29 日改定
1998 年 12 月 14 日改定
1999 年 7 月 19 日改定
2000 年 1 月 31 日改定
2001 年 1 月 29 日改定
2002 年 1 月 28 日改定
2003 年 1 月 28 日改定
2004 年 1 月 28 日改定
2004 年 11 月 1 日改定
2005 年 3 月 1 日改定
2006 年 6 月 22 日改定
2008 年 6 月 24 日改定
2009 年 6 月 23 日改定
2014 年 6 月 19 日改定
2015 年 9 月 29 日改定
2015 年 10 月 13 日改定
2018 年 9 月 28 日改定
2019 年 11 月 1 日改定
2020 年 2 月 13 日改定
2021 年 6 月 28 日改定
2022 年 10 月 26 日改定